

○和歌山市立市民スポーツ広場条例施行規則

平成30年3月30日

規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山市立市民スポーツ広場条例（昭和46年条例第4号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請及び許可)

第2条 条例第3条第1項の許可を受けようとする者は、条例第13条に規定する指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、使用しようとする日の2月前の日から使用しようとする日の前日までの期間内にしなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項に定める期間外においても申請することができる。

(1) 本市又は和歌山市教育委員会が主催し、又は後援する大会を開催する場合

(2) 国、地方公共団体又は公共的団体が県大会以上の規模の大会を開催する場合

(3) 30人以上の参加が見込め、かつ、市内での宿泊を伴う合宿で使用する場合

(4) その他市長が特に認める場合

4 第1項の申請は、条例第2条の2に規定する市民スポーツ広場（以下「スポーツ広場」という。）の休場日（以下「休場日」という。）以外の日の9時から17時までの間にしなければならない。ただし、電子申請による場合は、9時から21時までの間とする。

5 指定管理者は、スポーツ広場の使用を許可したときは、使用に係る許可書（以下「使用許可書」という。）を第1項の規定による申請をした者に交付するものとする。

(使用の許可の変更)

第3条 スポーツ広場の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用しようとする日の3日前の日（その日が月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において最も近い休日でない日。以下同じ。）又は休場日であるときは、それらの日に最も近い月曜日又は休場日でない日。第5条第1項において同じ。）までに使用許可書を持参して指定管理者にその旨を申請しなければならない。

2 指定管理者は、変更を許可したときは、変更に係る許可書（以下「使用変更許可書」という。）を当該変更の申請をした者に交付するものとする。

(使用許可書等の携帯)

第4条 使用者は、スポーツ広場を使用する際に使用許可書又は使用変更許可書を携帯し、係員から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用の許可の取消手続)

第5条 使用者は、使用の許可の取消しを受けようとするときは、使用しようとする日の3日前の日までに使用許可書又は使用変更許可書を持参して指定管理者にその旨を申請しなければならない。

2 指定管理者は、取消しをしたときは、当該取消しに係る通知書を当該取消しの申請をした者に交付するものとする。

(使用料の減免)

第6条 条例第5条の特別の理由があるときは次の各号に掲げるときとし、減額する使用料の額又は免除は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校若しくは中等教育学校の幼児、児童若しくは生徒又はこれらに準ずると認められる者が、当該学校の教職員が引率して行う学校行事、クラブ活動等に使用するとき。 使用料の5割に相当する額

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判断された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が使用するとき。 使用料の5割に相当する額

(3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。 使用料の5割に相当する額又は免除

2 条例第5条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、市民スポーツ広場使用料減額免除申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(特別の設備等)

第7条 使用者は、スポーツ広場に特別の設備又は造作を加えようとするときは、指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

(物品の販売の許可)

第8条 市長は、物品の販売について条例第9条第5号の許可の申請があった場合において、当該物品の販売が次の各号に掲げるいずれかの場合に該当するときは、当該許可をしないものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(1) 物品を販売する者が使用者でない場合

(2) 営利目的である場合

(3) スポーツ広場の使用に支障を来すおそれがある場合

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式(第6条関係)

市民スポーツ広場使用料 減額 申請書
免除

年 月 日

(宛先)和歌山市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は
団体名及び代表者名
電話 ()

次のとおり 減 額
免 除 を申請します。

使 用 目 的	
使 用 施 設	和歌山市立 体育館
使 用 日 時	日 年 月 日間 時 分から 日 年 月 日 時 分まで
減 額 又 は 免 除 の 理 由	
※ 受 付	

注意事項 ※印の欄は、記入しないでください。

別記様式（第 6 条関係）